

平成25年3月1日付け津市監査委員告示第1号公表分

河芸総合支所

地域振興課

監査の結果	市有地（普通財産）の一部を漁業等の用地として、平成28年3月末を満了時期とする個人等への賃貸を行っているが、当該土地に建てられた一部の建物が老朽化により防災上危険な状態となっており、適正に管理されていない。普通財産は、行政財産とは異なり直接公用又は公共の用に供されるものではないが、市民の貴重な共有財産として適正に管理されなければならないものであることを踏まえ、当該契約に係る更新の可否を含め、当該賃貸借契約の満了時期までに賃借人と十分に協議されたい。
措置の内容	平成28年3月末日をもって10年間の契約が完了することから、平成27年度に、現契約者と契約更新の意向確認を行い、海岸堤防整備の予定も含め、検討を行った。その結果、現契約30件の内23件については、建物の適正管理及び海岸堤防整備への協力を前提に5年間を期間とする契約締結を行い、7件については、非更新とし返還となった。